

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

大分県立鶴崎工業高等学校

1 基本方針（基本方針策定の意義と内容）

いじめの「未然の防止」、「早期発見」、「組織的な対応」

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、保護者や関係機関等の力も積極的に取り込むことが必要である。いじめから一人でも多くの生徒を救うためには、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、いじめの防止、早期発見、いじめに対する措置に全力で取り組むことが重要である。

また、この基本方針の策定を全教職員でいじめの問題に取り組む契機とし、方針の策定のみを目的とするのではなく、この方針を実践していく過程で、本校の課題がどのようなところにあるのかを洗いだし、

- ・ そうした課題に対して組織的かつ計画的に、
- ・ また学校段階や教育課程、児童生徒の発達段階を見渡して体系的に、
- ・ 教職員はもとより児童生徒や家庭・地域も巻き込む形で、
- ・ 児童生徒を守り育ていける学校を構築すること、
- ・ それによって実際に児童生徒のいじめを減らすこと
- ・ そのために必要となる学校関係者の認識の共有と徹底等を図ることを目的とする。

内容については、「いじめの防止」（未然防止のための取組等）に始まり、「早期発見」（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）、「いじめに対する措置」（発見したいじめに対する対処）などを含める。また、「学校基本方針」の策定とともに、その方針に従っていじめの防止等（未然防止、早期発見、対処）の対策と（推進法第22条）と重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査を行う組織として「校内いじめ対策委員会」（推進法第28条）設置する。

2 いじめとは

（1）いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）いじめに対する基本的な考え方

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わない

いじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

(3) いじめの集団構造と態様

いじめは、「被害者（いじめを受けている子ども）」と「加害者（いじめている子ども）」だけの問題ではない。周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在である。周りで見ている子どもたちのなかから「仲裁者」が現れる、あるいは直接止めに入らなくても否定的な反応を示せば「いじめる子」への抑止力になる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る必要がある。

3 いじめ防止の基本的な方向と取組

(1) 指導体制、組織体制

①指導体制

- ・ 生徒に関する情報を教職員全員で収集し、情報を共有する。
- ・ 指導における具体的な行動基準を確認する。
- ・ 一部の教職員のみに負担が偏らないようにする。
- ・ 随時、取り組みを見直し、軌道修正する。

②組織体制

名 称 「校内いじめ対策委員会」

取り組み ・ 学校いじめ防止基本方針の作成、見直し
・ 年間指導計画の作成

- ・ 校内研修会の企画、立案
- ・ 調査結果、報告等の情報の整理、分析
- ・ いじめが疑われる案件の事実確認、判断
- ・ 配慮を必要とする生徒への支援
- ・ 対応に関する具体的方策の策定

メンバー 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任・副主任、特別活動主任、学年主任、学科主任、
教育相談主任・副主任、人権教育主任、養護教諭

(※必要に応じて HR 担任、部活動顧問、特別教育支援コーディネーター、スクールカウンセラー)

校内いじめ対策委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

具体的には、

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(2) 年間計画

月	対策委員会	研修	学年・HRA	教育相談	保護者連携等
4	基本方針の見直し いじめ対策委員会 人権教育推進委員会	基本方針 の確認	学年集会 校内教育プログラム クラス面談	教育相談活動	基本方針の周知
5			クラス面談 学年集会	教育相談活動	鶴工サポーターの 会総会
6	人権教育推進委員会	アンケート 調査	人権HR活動 学年集会	教育相談活動	
7	いじめ対策委員会	アンケート 調査結果の分 析・検証		教育相談活動	家庭訪問 サポーターの会と 生徒会との懇談会 広報誌発行
8				教育相談活動	
9			クラス面談 学年集会	教育相談活動	サポーターの会 (体育大会)
10			人権HR活動	教育相談活動	

11				教育相談活動	サポーターの会 (文化祭)
12	いじめ対策委員会	アンケート調査		教育相談活動	
1		アンケート調査結果の分析・検証	クラス面談 学年集会	教育相談活動	
2	いじめ対策委員会		人権HR活動 学年集会	教育相談活動	広報誌発行
3				教育相談活動	

4 いじめ防止の措置

(1) いじめ予防

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、未然防止に取り組む。未然防止の基本は、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

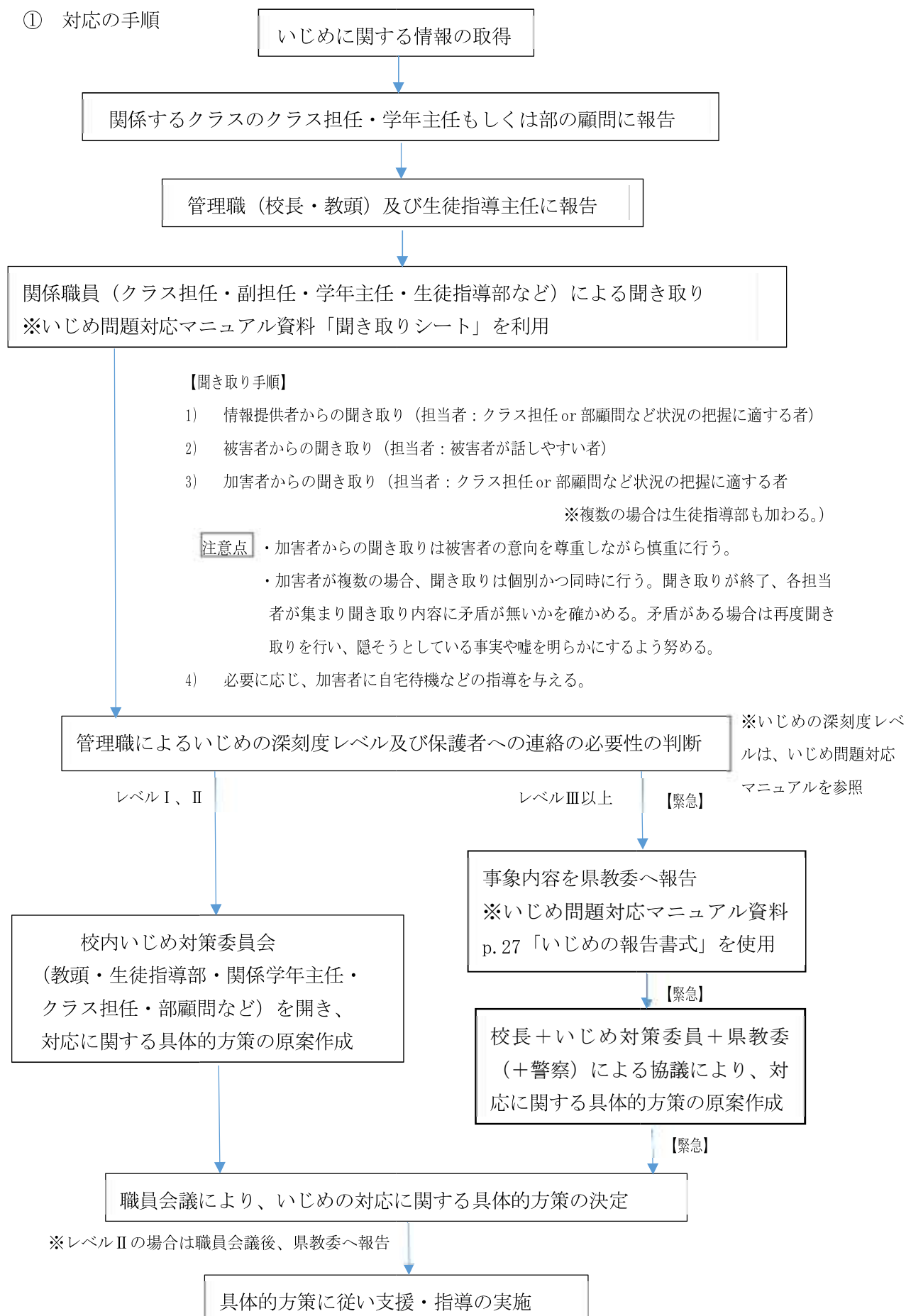
(2) 早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

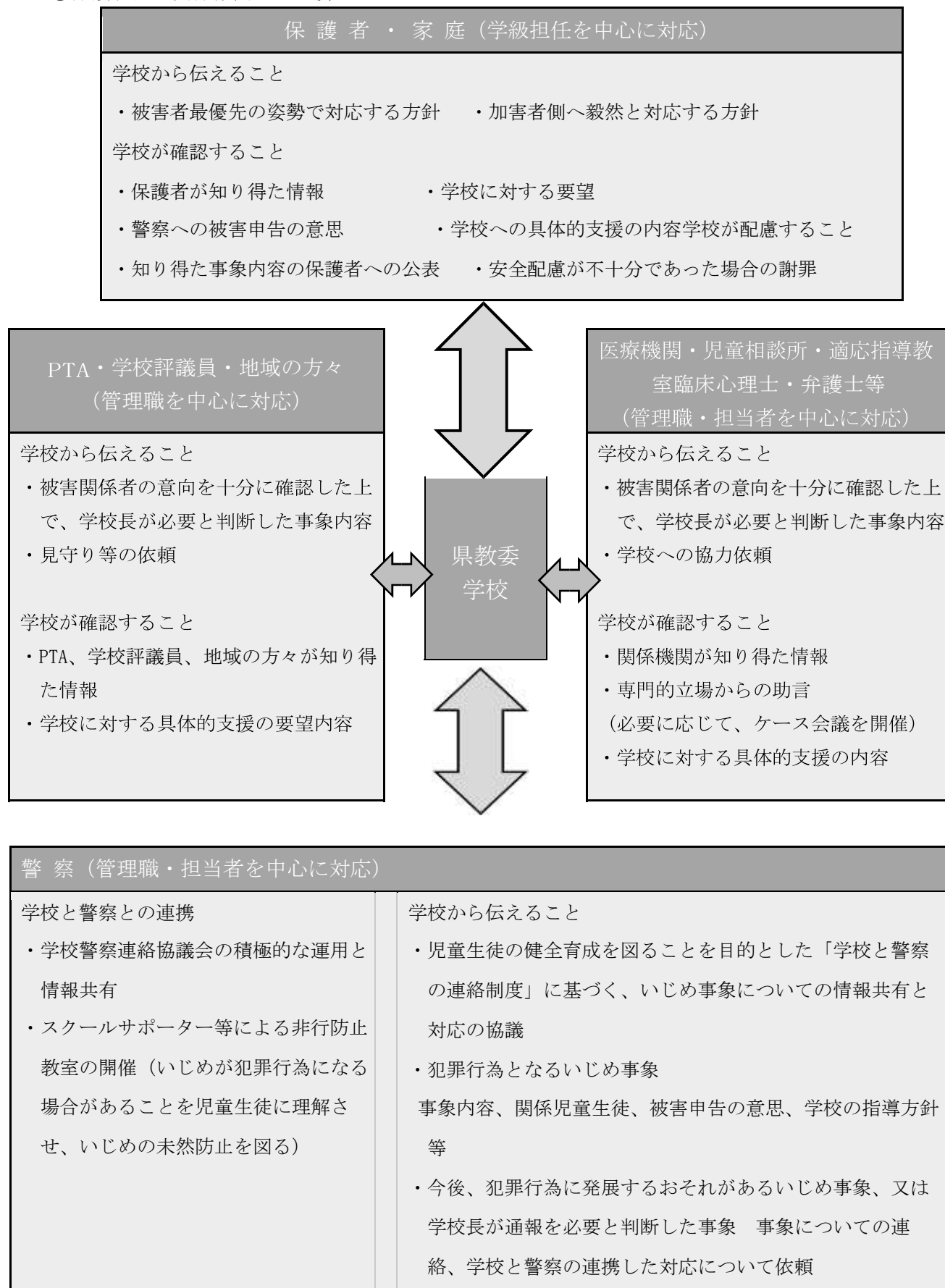
また、定期的なアンケート調査や面接の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめの対応

① 対応の手順



②保護者及び関係機関との連携



いじめ問題対応マニュアル「いじめの深刻度レベル」

いじめの深刻度レベル	
レベルⅠ	1対1の比較的軽度な言葉によるからかいや無視
レベルⅡ	数名の軽度な言葉によるいじめ、仲間はずれ、無視
レベルⅢ	レベルⅡが継続する。蹴る、叩く、足をかける、物かくし等、精神的苦痛を伴う実害がある
レベルⅣ	長期間の集団無視、強要、めれぎぬ、服を脱がせる等重度の実害発生。いじめによる不登校、転校を保護者、本人が検討
レベルⅤ	万引き強要・怪我を伴う暴力・恐喝・窃盗・強姦・PTSDと診断される、自傷行為、死を語る

③ 被害者、加害者、友人・知人（観衆・傍観者）への具体的な支援・指導

基本方針はいじめ問題対応マニュアル「(2) 具体的な指導・支援」(下記)に従うものとする。

具体的な指導・支援へ			
報告・連絡・相談・記録を徹底しながら実施			
	被害者への支援	加害者への指導	友人・知人（観衆・傍観者）への指導・支援
教師の対応	共感的に受け止める姿勢で対応	毅然とした態度で対応	みんなを守るという姿勢で対応
伝えること	・学校として「何としても守る」という姿勢を示すこと ・プライバシーの保護に十分配慮すること	・いじめは決して許されない行為であること ・いじめられた側の心の痛みを配慮すること ・自分の行為が重大な結果に繋がったこと	・いじめられた側の心の痛みを配慮すること ・いじめを認知した時、大人に通知する勇気を持つこと ・プライバシーの保護
確認すること	・身体被害状況（負傷している場合、病院での診療状況） ・金品の被害状況 ・警察への被害申告の意思 ・カウンセリングの必要性 ・適応指導教室での対応の必要性	・カウンセリングの必要性	・カウンセリングの必要性
留意すること	・再発や潜在化 ・PTSD自殺危険度のアセスメント	・加害者の心理的背景 ・加害者が被害者になること	・観衆、傍観者も被害者になること
いじめ行為の背景に横たわる問題を見極め、解決の方法を考えて迅速に対応する			

5. ネットいじめへの対応

(1) 「ネット上のいじめ」とは

- ① 不特定多数の者から、特定の子どもに対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、また、誰により書き込まれたかを特定することが困難な場合が多いことから、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ② ネットが持つ匿名性から安易な書き込みが行われた結果、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。

- ③インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、子どもたちの個人情報や画像がネット上に流出し、それらが悪用されやすい。
- ④保護者や教師など身近な大人が、子どもたちの携帯端末やインターネットの利用の実態を十分に把握しておらず、また、保護者や教師により『ネット上のいじめ』を発見することが難しいため、その実態を把握し効果的な対策を講じることが困難である。

(2)「ネット上のいじめ」の具体例

- パソコンや携帯端末から、ネット上の掲示板・ブログ・プロフ等に特定の子どもに関する誹謗・中傷を書き込む。
- ネット上の掲示板・ブログ・プロフ等に、実名入りや個人が特定できる表現を用いて、特定の子どもの個人情報を無断で掲載する。
- 特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を不特定多数の携帯端末等にメールで送信する。(チェーンメール)
- 特定の子どもになりすましてネット上で活動し、その子どもの社会的信用を貶める行為などを行う。(なりすましメール)

(3)「ネット上のいじめ」が発見された場合の対応

①児童生徒への対応

○被害児童生徒への対応

きめ細やかなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要。

○加害児童生徒への対応

加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。

○全校の児童生徒への対応

個人情報保護など十分な配慮のもとで、全校児童生徒への指導を行う。

②保護者への対応

迅速に連絡し、家庭訪問を行うなどして、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

③書き込みのサイトへの削除依頼

サイトの「お問い合わせ」や「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べる。削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に連絡する。

6. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

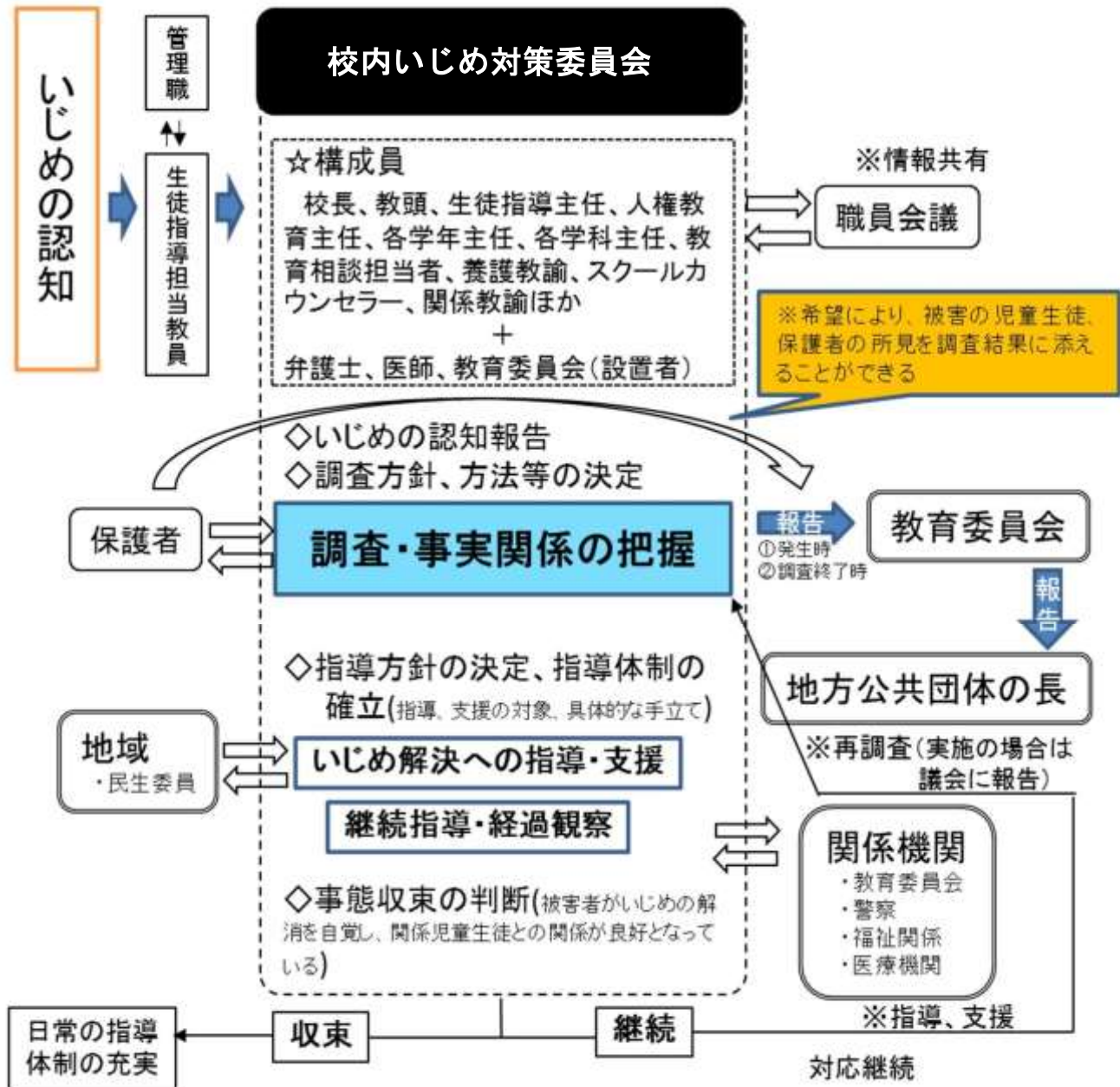
- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」
 - 児童生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合
- ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」

○年間３０日を目安とする。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

③「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。」

○その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

重大事態対応フロー図(学校)



いじめ等認知時の対応フローチャート

ここにいう、「問題行動等」とは、法令・校則に違反する行為の他、「いじめの疑い」を含むものをいう。「いじめ」については疑いの段階から「いじめ」として捉え、生徒及び保護者から申出のあったものについては、組織的な対応を行うこととする。

問題行動の発生

～基本報告経路～

- ① 認知した職員
- ② 生徒指導主任
- ③ 主幹教諭
- ④ 副校長
- ⑤ 校長

※ 原則、事実確認の役割分担は、生徒指導主任が行う。
主幹教諭は、生徒指導主任を指導助言する。

※ 左記の報告経路を優先し、クラス担任等の必要と認める教職員には順次連絡を行うこと。

関係生徒からの事実の確認（5W1H）

事実の概要が判明次第、以下を参考に審議する委員会を判断する。

いつ、誰が、どこで、何を、どうしたのか、何故したのかを聴き取る

- 校則違反事案
- 法令違反事案
- その他指導事案
など

- 生徒間のトラブル
- 無視をされた
- からかわれた
- いじめの疑い など

生徒指導委員会

（注1）

学校いじめ対策委員会

- 生徒指導措置の審議
- 該当生徒への指導方針の立案
- 「いじめ」の疑いが認められた時には、（注1）いじめ対策委員会への移行もある。

- いじめか否かの判断
- 情報収集（アンケート等）
- 被害生徒・保護者への支援計画の立案
- 加害生徒への指導計画の立案
- 加害保護者への助言

※ 「いじめ」が認められた時に、一律に指導措置の内容を決定するのではなく、それぞれの事案に応じた指導措置を検討するものとする。

※ 委員会が開かれた際には確実に議事録を作成し、対応の流れを記録する。

補足

(1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめ

を受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

(2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

(3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

(4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

(5) いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが

厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者

が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

(6) 具体的ないじめの態様（例）

- ① 冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 身体や動作について不快なことを言われる
 - ・ 方言、言葉遣い、発音等について執拗に真似される ・ 存在を否定される
 - ・ 嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれるなど
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
 - ・ 遊びやチームに入れてもらえない ・ 席を離されるなど
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 強弱を問わず身体を叩かれたり、触っていないふりをされたりする
 - ・ 殴られる、蹴られるが繰り返される
 - ・ 遊びと称して格闘系の技をかけられるなど
- ④ 金品をたかられる、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 脅かされ、お金を取られる
 - ・ 靴に画鋲やガム、ゴミ等を入れられる
 - ・ 写真や鞆、靴等を傷つけられるなど
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ 万引きやかたづけ等法に触れる行為を強要される
 - ・ 大勢の前で衣服を脱がされる
 - ・ 教師や大人に対して暴言を吐かせられるなど
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

- ・インターネット上の掲示板、ブログ等に恥ずかしい情報を載せられる
- ・いたずらや脅迫のメールが送られる
- ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のグループから故意に外されるなど

(7) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ早期に警察に相談するこ

とが重要なもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものなど直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた児童生徒の意向に配慮したうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。